

大深度地下使用認可の違法性の根拠

東京都世田谷区東玉川 1-23-22 (リニアトンネル真上)

弁護士 朝倉正幸

- 1、そもそも大深度地下使用法（本法）は、憲法29条に違反する。
 - 「財産権はこれを侵してはならない。」
 - cf. 民法207条「土地の所有権は法令の制限内においてその土地の上下に及ぶ。」
- 2、本件使用認可は、憲法29条に違反する。
 - 土地の所有者又は「その土地付近地の住民（本法19条）に、何ら連絡せず、リニア新幹線について具体的に説明せずに、一方的に請求人土地の使用を許可した。」
- 3、本法5条に違反
 - 「大深度地下の使用に当っては、その特性にかんがみ、安全の確保及び環境の保全に特に配慮しなければならない。」
- 4、本法6条1項及び2項3号に違反
 - 「1、国は、大深度地下の公共的使用に関する基本方針（以下「基本方針」という）を定めなければならない。…「大深度地下の公共的使用に関する基本方針」（平成13年4月3日閣議決定）
 - 2、基本方針に於いては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 三 「安全の確保、環境保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項」
- 5、「基本方針」に違反
 - 「前文
 - I 大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行に関する基本的な事項
 - 1 公共の利益となる事業について
 - 大深度地下を使用する事業（本事業）は、公益上の必要性があるものでなければならない。
 - (1) 社会的資本の効率的・効果的整備
 - 本事業は、…騒音・振動の軽減等による居住環境への影響の低減、耐震性の確保…を図ることができ、良質な社会資本の効率的・効果的整備に資するものである必要がある。
 - 本事業は、国土の利用と深くかかわるものであることから、…道路、河川、鉄道等の施設に関する国の計画との調和を図る必要があるとともに、今後の社会的ニーズや

需要動向をも含めた評価を踏まえたものでなければならない。

(2) 大深度地下法を活用した地下の都市空間の再生

…質の高い都市生活の実現を目指していく必要がある。…国及び事業者は、地域・住民と連携して、都市の再生のための大深度地下の活用について検討を進めていく必要がある。

2 事業の円滑な遂行のための方策

(1) 事業に係る説明責任

事業者と国土交通大臣は、説明会の開催等により住民への周知措置を適切に行うことが必要である。

(2) 地上・浅深度地下の施設との調整

(3) 土地収用制度等との連携

①土地収用制度

…国土交通大臣は、地上及び浅深度地下部分の使用権等の取得の見込みを考慮して大深度地下の使用の認可を行う…。

②都市計画制度

(4) その他

①損害賠償

損害が発生した場合には適切な対応を行う必要がある。

②事業区域の原状回復

II 大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項

1 大深度地下空間の利用調整

(1) 大深度地下空間の施設配置・利用の基本的考え方

①鉛直配置

②平面配置

③共同化

(2) 大深度地下使用協議会の活用等

①事業構想段階からの調整

②事業が具体化した時点の個別の調整

2 既存の施設等の構造に支障が生じるおそれがある場合の措置

III 安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項

1 安全の確保

(1) 災害・爆発

①線的施設

②点的施設

(2) 地震

大深度地下は、地上及び浅深度地下よりも地震動による影響を受けにくい特徴を有しており、地震による被害は、主に地上等との接続部分で発生されることが懸念されるため、これを念頭に置いた施設の設計を行う必要がある。

また、地震時に大きな影響を受ける活断層上への施設の設置については、極力避けるべきではあるが、やむを得ず活断層上へ設置せざる得ない場合においても適切な策を講じる必要がある、

なお、空気、水、エネルギーの供給ライン等への被害による施設機能の低下については、各種説部の耐震化、非常用設備の設置等の対策により信頼性の向上を図ることが必要である。

(3) 浸水

地下施設においては重力に逆らった地上への排水が必要となるため、浸水被害への対策を十分に行う必要がある。集中豪雨、洪水などによる地上からの水の流入に加え、大深度地下は地下水圧が高いため、施設の破損等が長じた場合には、施設内へ漏水する可能性が高いことを考慮し、止水施設の設置、十分な容量の排水設備の設置等の地上からの水の流入に対する浸水の防止、施設内への漏水に対する止水性（水密性）の向上が必要である。

また、浸水の可能性が高い場合又は浸水が起こった場合に、利用者への情報伝達及び避難誘導が迅速に行えるよう非常用設備の設置等の対策を講ずる必要がある。

(4) 停電

(5) 緊急・救助活動

大深度地下の施設については出入口が限定されるとともに、上下方向の移動距離が長くなることから、搬送手段の確保等円滑な救急・救助活動が確保できるよう、施設面の対策、救急センターの位置表示等の情報提供、関係者の協力体制の構築といった管理面の対策を講ずる必要がある。

(6) 犯罪防止

(7) その他

2 環境の保全

大深度地下を使用する事業については、特に配慮すべき事項として、地下水・水圧の低下、地盤沈下等がある。

大深度地下を使用する事業を円滑に進めるためには、以下の(1)～(5)に掲げる事項を踏まえ、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例・要綱に基づく環境影響評価手続きを行うことにより、環境への影響が著しいものとならないことを示しつつ、地域の理解を得ていくことが必要である。

なお、大深度地下の実際の使用に当たっては、個々の施設ごとに詳細な調査分析を行い、計画、設計、施工、供用・維持の各段階で環境対策を検討していくことが必要で

ある。特に、併用中においては、継続的にモニタリングを実地する等により、基礎的なデータを蓄積し、環境への影響の発生を早期に発見するための方策を講じる必要がある。

また、各地域で土地利用状況、地盤状況等が異なるため、それぞれの地域での正確な現状調査に基づき、実態を踏まえた対策とすることが必要である。

(1) 地下水

①地下水水位・水圧低下による取水障害・地盤沈下

地下水の取水障害や地盤沈下の影響が出ないように、地下水水位・水圧の低下を抑える必要があり、地下水水位・水圧低下の原因となる施設内への漏水に対して止水性（水密性）の向上を図る等の対応が必要である。

また、施工時の地下水水位・水圧低下についても影響を与えないよう、慎重に施工を行う必要がある。

②地下水の流動阻害

施設の設置により、地下水の流動に影響を与え、環境問題となるおそれのある場合には、シミュレーションを行う等事前に対策を行う必要がある。

③地下水の水質

地下水の汚染を防止するため、地下水への影響の少ない工法の採用を検討し、やむを得ず地盤改良工法等を採用する場合においても、地下水汚染のおそれのない地盤改良剤を使用すること等が必要である。

(2) 施設設置による地盤変位

施設の施工時に大量の土砂を掘削した場合、地盤の緩み等が生じ地上への影響を及ぼす可能性もあるため、地盤を变形・変位させないような慎重な施工を行うことが必要である。

また、施設については、長期の併用を想定し、施設の長寿命化を図り、施設の強度低下や損傷による地盤変位の発生を防止することが必要である。

(3) 化学反応

大深度地下に存在する還元性を示す地層は、酸素に触れることにより酸化反応を起こし、地下水の強酸性化、有害なガスの発生、地盤の発熱や強度低下を生じるおそれがあるため、事前に地層に対する調査を行い、慎重に対応する必要がある。

(4) 掘削土の処理

施設の建設により発生する掘削土については、泥水シールド工法等で発生する汚泥等の適正な処理を行うとともに、盛土材料、埋戻材料として再資源化を図る等、環境への影響が著しいものとならないようにすることが必要である。

(5) その他

交通機関等の大深度地下の使用については、長期的な振動等が人体に与える影響を含め環境への影響について厳正な審査を行うこととする。

- 3 バリアフリー化の推進・アメニティの向上
- 4 安全・環境情報等の収集活用
- 5 その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項
 - (1) 文化財の保護
 - (2) 国公有財産への影響

IV その他大深度地下の公共的使用に関する重要事項

- 1 技術開発の推進
- 2 大深度地下利用に関する情報収集・公表

国は大深度地下を適正かつ計画的に利用するため、大深度地下利用に関する情報の収集・公表を推進することとし、地盤情報、地下に設置された施設の情報等に関する情報システムの整備を推進することとする。

また、大深度地下の公共的使用が土地の所有権と密接な関係を持つことに鑑み、本制度が円滑に運用されるよう、その趣旨の周知徹底を図るとともに、大深度地下の使用状況等本制度に関する情報の提供及び公開を積極的に行うこととする。」

6、本法6条2項四号に違反

——「前3号に掲げるもののほか、大深度地下の公共的使用に関する重要事項」

7、本法16条四号に違反

——「国土交通大臣…は、申請に係る事業が次に掲げる要件のすべてに該当するときは使用の認可をすることができる。

三 事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する公益上の必要があるものであること。

四 事業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。

五 事業計画が基本方針（6条）に適合するものであること。」

8、本法19条に違反

——「国土交通大臣…は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業者に対し、事業区域に係る土地及びその付近住民に、説明会の開催等使用許可申請書及びその添付書類の内容を周知させるために必要な措置を講ずるよう求めることができる。」

9、環境影響評価法に違反

——環境影響評価法に形式的にも従っていないし、調査、環境影響の評価、環境保全のための措置などが杜撰。

- イ 配慮書の作成義務
- ロ 方法書の作成義務
- ハ 準備書の作成義務
- ニ 評価書の作成義務

イ～ニにつき公告縦覧

イ～ハにつき説明会の開催